

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)

衆議院送付)要旨

本法律案は、科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るため、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「日本原子力研究開発機構」という。)により設置される特定中性子線施設の共用を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、特定先端大型研究施設の定義に、特定中性子線施設を追加すること。
- 二、日本原子力研究開発機構は、特定中性子線施設の設置者として、中性子線共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること等の業務を行うものとともに、文部科学大臣の定める基本方針に即して、当該業務に関する実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととする。
- 三、文部科学大臣は、特定中性子線施設の設置者として日本原子力研究開発機構が行うものとされた業務のうち、施設利用研究を行う者の選定及び利用支援に係る業務の全部又は一部を、登録施設利用促進機関に

行わせることができることとする。

四、この法律は、平成二十一年七月一日から施行すること。